別表七の一二付表三の記載要領第四号を次のように改める。

4　「個別所得金額仮計（別表四の二付表「49の①」）　㉒」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　震災特例法第23条第６項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の別表四の二付表「49の①」の外書の金額を「別表四の二付表「49の①」」の金額に加算した金額を記載すること。

⑵　震災特例法第26条の３第１項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二付表「49の①」の金額を記載すること。

別表七の一二付表四の記載要領第三号を次のように改める。

3　「個別所得金額（別表四の二付表「49の①」）－⑺　⑼」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　震災特例法第23条第６項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、各連結法人の別表四の二付表「49の①」の外書の金額を「別表四の二付表「49の①」」の金額に加算して計算すること。

⑵　震災特例法第26条の３第１項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、「別表四の二付表「49の①」」の金額は、各連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二付表「49の①」の金額とすること。

別表十一の記載要領第一二号を同第一三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二「35の①」）　⑷」の欄は、震災特例法第18条の３第１項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「26の①」の金額を、震災特例法第26条の３第１項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二「35の①」の金額を、それぞれ記載すること。

別表十一の二の記載要領第一二号を同第一三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

2　「所得金額仮計又は連結所得金額仮計（別表四「26の①」又は別表四の二「35の①」）　⑷」の欄は、震災特例法第18条の３第１項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「26の①」の金額を、震災特例法第26条の３第１項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二「35の①」の金額を、それぞれ記載すること。

別表十一の四の記載要領に次の一号を加える。

4　「所得金額合計又は個別所得金額仮計（別表四「34の①」又は別表四の二付表「43の①」）　㊲」の欄は、震災特例法第18条の３第１項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「34の①」の金額を、震災特例法第26条の３第１項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には連結法人の再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四の二付表「43の①」の金額を、それぞれ記載すること。

別表十一の十の記載要領第三号を同第五号とし、同第一一号を同第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

4　「所得金額総計（別表四「37の①」）　㉜」の欄は、震災特例法第18条の３第１項の規定の適用を受ける場合には、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「37の①」の金額を記載すること。

別表十一の十一の記載要領第一号の次に次の一号を加える。

2　「所得金額総計（別表四「37の①」）　⑿」の欄は、震災特例法第18条の３第１項（再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合には、再投資等準備金として積み立てた金額を損金の額に算入しないで計算した場合の別表四「37の①」の金額を記載すること。

別表十一の十一の記載要領第四号中「欄の金額を」を「欄の金額並びに震災特例法第18条の３第１項（再投資等準備金）又は第26条の３第１項（連結法人の再投資等準備金）の規定の適用を受ける場合の再投資等準備金として積み立てた金額を」に改め、同第七号中「欄の金額を」を「欄の金額及び震災特例法第18条の３第１項又は第26条の３第１項の規定の適用を受ける場合の再投資等準備金として積み立てた金額を」に改め、同表の次に次の一表を加える。